平成２９年（フ）第３４号
和歌山県田辺市文里２丁目３番３号　212、住民票上の住所和歌山県田辺市芳養町2886番地の25
債務者　漁崎　知康
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第５６号
岡山県津山市高野山西737番地１　イルマーレ601号、前住所岡山県津山市林田1908番地１グリーンハイツもみじ
債務者　池田　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第７３号
長崎県大村市鬼橋町300番地１　セジュール鬼橋Ａ202
債務者　池松政一郎
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２３７２号
大阪市都島区内代町１丁目４番17―305号、前住所兵庫県伊丹市寺本５丁目129番地の11
債務者　大坂とも子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８４６号
大阪府東大阪市稲葉３丁目７番４号　シティパレス花園ＰＡＲＴⅡ　207号、前住所大阪市鶴見区今津北２丁目９番29号
債務者　黒田　智博
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８８号
大阪府茨木市春日４丁目10番39号
債務者　内田　正憲
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１０５号
大阪市生野区新今里６丁目２番７―104号、前住所大阪市生野区新今里２丁目９番８号第１ＫＹメゾン　302
債務者　髙浦　朋哉
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６３号
大阪府守口市八雲東町２丁目58番22号
債務者　中村　克美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９３号
大阪市港区築港３丁目３番１―934号
債務者　池田　清志
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２７８号
大阪市淀川区新高１丁目５番14号ラ・ペール一番館　６Ｃ号
債務者　高橋真知子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２９０号
大阪市大正区千島３丁目２番１号クリーン千島302号
債務者　西村　力三
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７２号
大阪市西成区鶴見橋３丁目８番13号
債務者　茶谷　初巳
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３９９号
大阪府豊中市刀根山３丁目５番32号　203号
債務者　西村　明子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０号
長崎県長崎市滑石２丁目２番31号　３Ｆ
債務者　白濱　建子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
鹿児島県曽於市末吉町深川5649番地
債務者　黒木　智行
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
福島県二本松市塩沢町２丁目352番地61
債務者　鴫原　香織
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月９日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第８２号
福島市笹谷字大谷地27番地の８
債務者　野地　　学
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月９日まで
福島地方裁判所